

60条証明申請添付書類

R4. 4現在

1 申請書類等

- 1) 開発行為または建築に関する証明申請書（正本1部 副本1部）
- 2) 職業を証する書類（農業経営証明等）又は、公益施設であることを証する書類（法第29条第1項第3号、政令第21条に定める施設である証明等）
- 3) 土地登記簿の全部事項証明書（申請地分。場合により隣地分及び家屋分を添付）
※ 線引き時点（昭和45年7月31日。旧関宿町分においては昭和60年12月27日）の記載がない場合は、土地及び建物の閉鎖登記簿謄本をあわせて添付すること。
- 4) 土地所有者の承諾書
・申請者と土地所有者が異なる場合、土地所有者の実印及び印鑑証明書添付。
- 5) 公共施設管理者等同意書（占用許可、施行承認、排水同意等の申請を必要とする場合）
- 6) 申請者住民票（世帯全員分、法人の場合は法人登記簿謄本）
- 7) 土地・家屋不動産証明（野 田 市 分：S45年度及び最新年度）
（旧関宿町分：S60年度及び最新年度）
※ 第三者の交付請求には、委任状が必要となります。
- 8) 建築理由書（建築物並びにその理由・使用に関する説明）
- 9) 委 任 状
- 10) その他必要な図書（下記の図書等を必要に応じて添付してください）
 - ・道路境界確定図
 - ・農地転用許可申請書の写し又は、非農地証明書の写し。若しくは、申請書の写し（申請書の写しは、受付印のあるもの）

2 その他注意事項

- ・予定建築物の用途等の欄には建築面積、延べ面積及び建築物の構造を記入すること。
- ・申請時の不動産証明に記載されている建築物については、現況平面図の建築物と対応させ、建築確認申請等法的手続きの有無（手続きがある場合については、その内容）を記入してください。なお、未手続きの建築物等がある場合には始末書（実印及び印鑑証明書添付）。
- ・地目が農地である場合は、農地法（農地転用許可、非農地証明）の手続きが必要となります。
※ 敷地拡張がある場合は、農地転用許可が必要となります。
- ・道路の境界は確定させておいてください。また、道路占用許可等が必要な場合は、許可等を得てください。
- ・新築、増築等にかかわらず土地改良区にて流末排水同意について協議が必要かを確認してください。（所管される土地改良区については、農政課にて確認してください。）

（裏面に続く）

添付図面

- 1) 位置図(1/10,000・1/20,000又は1/25,000の都市計画図の写し)
 - ※ 縮尺、方位、敷地の位置を記入……………都市計画課の窓口にて販売可
- 2) 区域図(1/2,500の都市計画図)
 - ※ 縮尺、方位、敷地の位置を記入……………都市計画課の窓口にて販売可
- 3) 公図写し(1/600又は、1/500)
 - ※ 縮尺、転写日、転写場所、方位記入のこと。
 - ※ 申請地及び隣地の土地の地番を記入したもの。
 - ※ 一筆の土地の一部を申請地にする場合は、その境界線を表示すること。
- 4) 土地利用計画図(1/100以上)
 - ※ 敷地の境界、建築物の位置、境界杭の種類、放流先の名称【同意書含む】
建築基準法上の道路種別、市道の号線名及び幅員明記
- 5) 現況図(1/100以上)
- 6) 敷地現況断面図及び計画断面図(1/100以上)
 - ※ 2面以上
- 7) 給水・排水計画図(1/100以上)
 - ※ 給水・排水施設【雨水施設含む】の位置を明記すること。
- 8) 求積図(1/100以上)
 - ※ 道路後退がある場合は、後退部分も別途求積すること。
- 9) 擁壁構造図(1/50以上)
 - ※ 1m以上は、構造計算書を添付すること。
注 1m未満については、土地利用計画図に構造(例：重量ブロック積み〇〇段)及び見え高(H=〇〇cm)の記載のみとする。なお、ブロック積みの場合は3段かつ60cm以下とすること。
※ 既存に擁壁がある場合は、添付資料について別途協議を要する。
- 10) 既存建築物の平面図及び立面図及び求積図(各階平面図及び求積図、2面以上の立面図)
 - ※ 建築確認申請に添付するものに準ずる。
 - ※ 不動産証明(家屋)と確認できるよう各々、番号等を明示すること。
- 11) 予定建築物の平面図及び立面図及び求積図(各階平面図及び求積図、2面以上の立面図)
 - ※ 建築確認申請に添付するものに準ずる。
- 12) 浄化槽認定シート(浄化槽使用の場合に添付)
- 13) 各種構造図(雑排水桝、雨水桝、浸透槽、蒸発散装置【認定証の写し。又は、認定番号を明示】等を必要に応じて添付すること)

※ 各種図面には、設計者の記名をすること。